

# 使用料の適正化に関する基本的な考え方（案）

## 1. 目的等

- ・ 市が使用料の額を設定する際の、統一的なルールを定める必要がある。
- ・ 利用者と利用していない市民との負担のバランスを取るために、考え方を明確にする必要がある。

## 2. 使用料の算定及び見直しに関する実施方針

### 【使用料の計算】

- ① 施設を運営するために必要なコストを算出する。
- ② 施設を性質別に分類し、施設運営コストに対する使用料と税金の割合を明確にする。
- ③ 急激に値上がりしないように、緩和措置を設ける。

### 【その他】

- ④ 減免制度を見直す。
- ⑤ 定期的に料金を見直す。

### 議論のポイント①「値上げだけでなく、無料施設の有料化も必要では？」

- |                 |     |   |
|-----------------|-----|---|
| ・ 学校グラウンドの夜間開放  | …有料 |   |
| ・ 学校体育館や教室の夜間開放 | …無料 | ⇒ |
| ・ 学びの森研修室       | …有料 |   |
| ・ 公民館の会議室       | …無料 | ⇒ |
- いくらにすべき？  
(例：同機能を持つ他の施設に合わせる など)

# ① 施設運営コストの算出

## 計算に含める経費（※過去3年間の平均）

- ・ 人件費
- ・ 物件費（賃金、消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料、役務費、委託料、備品購入費 など）
- ・ 減価償却費（建設費を使用可能年数で割って、単年度の負担額を算出したもの。  
＝年数の経過によりどのくらい価値が減少したかを示すもの。）

## 議論のポイント②「減価償却費を含める必要があるの？」

「含めない」⇒公共施設は、住民の福祉を増進する目的で作られたものなので、建設費にあたる減価償却費は税金で負担し、運営費のみを受益者負担の対象にすれば良いのでは？という考え方。

「含める」⇒今後も施設を維持・更新するためには、建設費にあたる減価償却費も受益者負担の対象にする必要があるのでは？という考え方。

## 計算に含めない経費

- ・ 用地取得費  
（土地は、原則として年数の経過により価値が減少しない資産であるため。）

### 議論のポイント③「分類は適切なの？」

例) 一般的な水族館は、「観光施設」なので、公的必要性が「中」かもしれないが、魚津市の場合は、水族「博物館」なので、他の博物館と同じく、公的必要性を「高」とすべきでは？（その場合、受益者負担は75%から50%に下がる）

## ② 施設の性質別分類

公的必要性（市でやる必要があるのか？）と収益可能性（もうかるのか？）の視点から施設を分類し、税金（公費負担）と使用料（受益者負担）の割合を設定します。

↑ 公的 必要 性 ↓	高	公費負担 50% 受益者負担 50%	本来は無料…でも、観光施設なので、ある程度、費用負担が必要	公費負担 75% 受益者負担 25% <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 埋没林博物館</li> </ul>	基本無料！ （法令で決められている）	公費負担 100% 受益者負担 0% <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図書館</li> <li>・ 歴史民俗博物館</li> </ul>	
		もうかるけど、作るのに多くのお金がかかるので、民間ではやりにくい…でも、市としてはある程度必要	あまりもうからないので民間ではほとんどやらないけど、市としてはある程度必要	もうからないので民間ではやらないけど、市としてはある程度必要			
	低	公費負担 25% 受益者負担 75% <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 温水プール</li> <li>・ 水族博物館</li> </ul>	公費負担 50% 受益者負担 50% <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体育施設</li> <li>・ 市民会館</li> </ul>	公費負担 75% 受益者負担 25% <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉センター</li> </ul>			
		もうかるので、既に多くの民間でやっています…市でやる必要性は低い？	公費負担 25% 受益者負担 75%	公費負担 50% 受益者負担 50%			
			高 ←	収益可能性	→ 低		

緩和措置の上限を超えて上げる等の例外はあり。  
例：そもそもの額が低すぎるため、3倍以上の値上げでも大きな影響がない場合や、区分自体を見直す場合など。

### ③ 緩和措置

使用料の見直しにより、大幅な値上げとなった場合、市民生活への影響が懸念されます。

これを避けるため、料金の改定は、原則現行の使用料の3倍を超えない範囲とします。

#### 議論のポイント④「緩和措置はどうする？」

例1 3倍など、多目の上限を設定し、それ以下で管理者が自由に設定できるようにする。  
(●●は1.2倍、▲▲は2倍 など)

##### 【メリット】

管理者が自由に決められるので、サービスや利用状況に合わせた適切な額にすることができる。

##### 【デメリット】

ものによっては、ほとんど変わらない等、この作業をやる意味が無くなる可能性がある。

例2 1.5倍など、少な目の上限を設定し、最低でもそこまでは上げるようにする。  
(適正な上げ幅が1.5倍以下の場合は、その値)

##### 【メリット】

財政健全化をきちんとやる必要がある！という市の姿勢を示すことができる。

##### 【デメリット】

サービスや利用状況により、一律で上げることが不適當な場合がある。

### ④ 減免制度の標準化、適正化

子どもや障害者を対象とした割引制度について、統一的なルールを定めて見直します。

### ⑤ 定期的な料金の見直し

定期的に使用料を見直します。また、消費税増税の場合などは、その都度見直します。

# 各施設の受益者負担割合

単位：千円

単位：円

施設名	維持管理費 (H29決算)	上段：減価償却費抜	
		収入	支出
1 総合体育館	3,245	30,728	▲ 27,483
		41,870	▲ 38,625
2 温水プール	3,149	21,504	▲ 18,355
		27,856	▲ 24,707
3 吉田グラウンド・ 弓道場	27	780	▲ 753
		780	▲ 753
4 テクノスポーツ ドーム	41,180	127,541	▲ 86,361
		237,271	▲ 196,091
5 魚津桃山運動公園	7,316	70,852	▲ 63,536
		123,084	▲ 115,768
6 天神山野球場	242	4,783	▲ 4,541
		5,300	▲ 5,058
新川文化ホール	51,599	108,253	▲ 56,654
		170,429	▲ 118,830
7 新川学びの森天神 山交流館	12,205	62,563	▲ 50,358
		118,680	▲ 106,475
8 歴史民俗博物館	-	9,768	▲ 9,768
		14,633	▲ 14,633
9 埋没林博物館	13,024	81,699	▲ 68,675
		101,153	▲ 88,129
10 水族博物館	77,876	188,404	▲ 110,528
		208,705	▲ 130,829

利用者が 1回利用 するに あたり 支払った 平均額	減免状況 (H30)	赤字補填 のために 市民1人 が1年で いくら負 担したか
43	194件	652
	774,480	917
75	139件	436
	699,980	586
4 (弓道場 は無料)	21件	18
	16,580	18
152	122件	2,050
	4,323,403	4,654
101	117件	1,508
	258,470	2,748
11	7件	108
	3,350	120
-	-	1,345
	-	2,820
256	1,426件	1,195
	860,772	2,527
無料	-	232
	-	347
410	(H29) 731件	1,630
	288,230	2,092
522	(H29) 9,038件	2,623
	3,441,378	3,105

現在の 受益者 負担 割合	受益者負担割合を見出しの割合 に 引き上げる場合の値上げ率			
	25%	50%	75%	100%
10.6%	2.4倍	4.7倍	7.1倍	9.4倍
7.8%	3.2倍	6.4倍	9.6倍	12.8倍
14.6%	1.7倍	3.4倍	5.1倍	6.8倍
11.3%	2.2倍	4.4倍	6.6倍	8.8倍
3.8%	6.6倍	13.2倍	19.7倍	26.3倍
3.8%	6.6倍	13.2倍	19.7倍	26.3倍
32.3%	0.8倍	1.5倍	2.3倍	3.1倍
17.4%	1.4倍	2.9倍	4.3倍	5.7倍
10.3%	2.4倍	4.9倍	7.3倍	9.7倍
5.9%	4.2倍	8.5倍	12.7倍	16.9倍
4.2%	6.0倍	11.9倍	17.9倍	23.8倍
3.8%	6.6倍	13.2倍	19.7倍	26.3倍
47.7%	0.5倍	1.0倍	1.6倍	2.1倍
30.3%	0.8倍	1.7倍	2.5倍	3.3倍
19.5%	1.3倍	2.6倍	3.8倍	5.1倍
10.3%	2.4倍	4.9倍	7.3倍	9.7倍
-	皆増			
15.9%	1.6倍	3.1倍	4.7倍	6.3倍
12.9%	1.9倍	3.9倍	5.8倍	7.8倍
41.3%	0.6倍	1.2倍	1.8倍	2.4倍
37.3%	0.7倍	1.3倍	2.0倍	2.7倍

# 使用料の見直し試算

(単位：千円)

(単位：百万円)

施設名称	収入 (受益者負担)	支出 (管理運営費)	収支差額 (税負担)	主な利用料金設定			値上げ率と効果額 (収入増加額)										
				機能等	一般	児童 生徒	1.2倍		1.5倍		2.0倍		3.0倍		ページ3に基づく試算		
							使用料	効果額	使用料	効果額	使用料	効果額	使用料	効果額	使用料	効果額	
1 総合体育館	3,245	30,728	▲ 27,483	体育館・ランニングコース	100円	20円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2 温水プール	3,149	21,504	▲ 18,355	1回	210円	100円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3 吉田グラウンド・弓道場	27	780	▲ 753	吉田グラウンド 弓道場	30円 無料		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4 テクノ スポーツドーム	41,180	127,541	▲ 86,361	アリーナ ランニング トレーニング	210円 100円 410円	100円 50円 210円	250円 120円 490円	8	320円 150円 620円	20	420円 200円 820円	41	630円 300円 1,230円	82	610円 290円 1,190円	2.9倍 78	
5 魚津桃山運動公園	7,316	70,852	▲ 63,536	陸上競技場 テニスコート	100円 410円	50円 210円	120円 490円	1	150円 620円	3	200円 820円	7	300円 1,230円	14	850円 3,490円	8.5倍 54	
6 天神山野球場	242	4,783	▲ 4,541	午前 午後 夜間照明	220円 330円 1,080円		260円 400円 1,300円	0	330円 500円 1,620円	0	440円 660円 2,160円	0	660円 990円 3,240円	0	2,900円 4,360円 14,260円	13.2倍 2	
新川文化ホール	51,599	108,253	▲ 56,654	1日(9時~22時) 研修室(18人) 展示ホール(全面)	3,200円~ 63,800円~		3,840円 76,560円	10	4,800円 95,700円	25	6,400円 127,600円	51	9,600円 191,400円	103	5,440円 108,460円	1.7倍 36	
7 新川学びの森 天神山交流館	12,205	62,563	▲ 50,358	1日(9時~22時) 小研修室・小練習室 合奏室	2,160円 4,220円		2,590円 5,060円	2	3,240円 6,330円	6	4,320円 8,440円	12	6,480円 12,660円	24	10,580円 20,680円	4.9倍 47	
8 歴史民俗博物館・ 吉田記念郷土館	0	9,768	▲ 9,768	無料			100円 (皆増)	0	150円 (皆増)	1	200円 (皆増)	1	300円 (皆増)	2	328円 (皆増)	皆増 2	
9 埋没林博物館	13,024	42,529	▲ 29,505	一般 小中学生 (※土・日・祝無料)	520円 260円※		620円 310円	2	780円 390円	6	1,040円 520円	13	1,560円 780円	26	990円 490円	1.9倍 11	
10 水族博物館	77,876	136,436	▲ 58,560	一般 750円、 小中学生 410円、幼児 100円 (市内中学生以下は無料)			900円 490円 120円	15	1,130円 620円 150円	38	1,500円 820円 200円	77	2,250円 1,230円 300円	155	1,500円 820円 200円	2.0倍 77	
11 地区公民館(13館)	0	98,784	▲ 98,784					-		-		-		-		-	
計				※支出は直接人件費のみ除く (=賃金や指定管理費内の人件費を含む)					38		99		202		406		271